

翻刻『明和鍛冶殺報実録』(上)

田中 則雄
(島根大学法文学部)

摘 要

『明和鍛冶殺報実録』は、近世中期鳥取藩を舞台とする敵討を描いた実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録 近世小説

はじめに

実録『明和鍛冶殺報実録』を翻刻する。本作に描かれるのは、近世中期の宝暦・明和頃、鳥取藩を舞台とする敵討である。

因州鳥取城下に上田新兵衛金房という小細工人がおり、名刀を打つことでも有名となった。やがて藩主、さらには將軍の上聞にまで達し、明らかに和らぐの意を以て明和鍛冶との号を与えられた。この金房の娘お房に、森左七郎が恋慕し婚姻を申し入れたが、金房はこれを断った。然るにその後お房が同家中の高田清次郎に嫁したと知った左七郎は、金房に怨恨を抱くこととなり、宝暦三年(一七五三)三月闇討ち

にする。また左七郎に加担する伴平兵衛が、高田清次郎に罪を着せて切腹に追い込む。お房はこの後不慮の死を遂げ、残された金房の妻お絹、息子重次郎(お房の弟)、お冬(お房・清次郎の娘)が敵討の旅に出る。畿内を経て江戸へ出、伊勢国に至って終に敵左七郎の在処をつきとめ、藩の許しを得て、鳥取で立ち合い討ち取る。

本作の成立過程については今のところ手掛かりがない。本作では、事件当時の鳥取藩主を伊予守忠政とするが、実際には相模守池田重寛である。上田家の菩提寺を善福寺、最後に立ち合いの行われた場所を城下より二十四丁東の高原とするが、実在か否か確認できない。全体に地名人名等の扱い方を見るに、事情を熟知した地元者の手によって成ったことを窺わせるものがない。なお鳥取藩における事件を記録

した『御家中異変之事古例』『三寛秘録 諸集秘録 変事秘録』(いずれも鳥取県立博物館蔵)には、当事件に該当する記述は見られない(大嶋陽一氏示教)。事件自体が仮構のものであった可能性もある。ただし仮にそうであったとしても、何故鳥取藩の事件として構想されたのかという問題は、考慮されなければならないであろう。

本作において敵の森左七郎が最初から極悪であったとはされていない点は留意されるべきである。彼はお房に恋慕して文も送り、様々心を尽くした。その上で婚姻を申し入れるが、金房は、名刀を打つとの評判高く注文に忙殺されており、また娘も未だ若く縁談は急がぬと言い、これを断った。然るに金房の知らぬ所でお房は高田清次郎と通じて懐妊しており、妻お緒の説得もあって、やむなくこの縁を許したが、これを聞いた左七郎は激高し、終に金房を闇討ちにした。このように悪の側についてもその心情に立ち入り、避けられず怨恨が生じ事件に至るという経緯を辿るようにして書いており、実録の様式を心得た者の手に成るものと考えられるが、詳細については別稿において取り上げることにしたい。

今号では、巻二の末までを翻刻する。

〈書誌〉

- 底本 筆者架蔵。一冊。
- 表紙 二五・一×一六・八糎。藍色無地。
- 題簽 「明和鍛冶殺報実録 全」。
- 内題 「明和鍛冶殺報実録」。
- 行数 每半葉一一行。
- 末尾(終丁裏)に、「長埜県信濃国／東筑摩郡東条村／百四十九番地／

山崎器械」。所蔵の記か。

〈凡例〉

- 一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。
- 一、誤字・宛字は原則として底本通りとしたが、適宜、本来あるべき字を()に入れて示した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた所がある。脱字は()に入れて補った。
- 一、仮名の濁点は新たに施した。
- 一、振り仮名は原則として底本通りとした。
- 一、底本には句読点がなく、翻刻にあたり新たに施した。
- 一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)のごとく示した。
- 一、場面の転換等に応じて適宜改行し、段落を設けた。
- 一、会話に相当する部分を「」で括った。

〔翻刻〕

明和鍛冶殺報実録卷之壹

上田金房由緒之事附り金房立身之事

夫惟るに忠孝の道を全ふする人は自然と邪欲に交る事薄く、また五常の道を詳にするものは、おのづと色よくに心を乱す事疎しといへる、古来々のきん言也といへども、天地陰陽合体して皆その中に孕れ、鳥

獸魚虫に至るまで何れか此道にしらずといふ事なく、就中人は万物の長たれば、人の為に我是を諫め我為にも人また是を戒るは、正しく神国の掟なり。然りといへども、凡夫のきやうがい是を辨保つ事能ず、色欲の多意におぼれ（一才）恣に我心に長ずるが故に、聊かの争論より人を害し一心を転動するを以て、録に離れ家を破り、その身のたずみなく路頭にさまよひ、終に身を亡す類ひ、昔るかぞふるにいとまあらず。今天下太平に治り四海八島の外迄も静謐といへども、かくの類ひを以て爰かしこに纔の濫觴より鬪論の基ひを組、仮り初に身を失ふ事多、殺報則車の輪の廻るが如くなり。

中にも宝曆二未年十一月十一日に当り、因州鳥取の城下にいさ、かの事より騒動せし事有り。その始末をいかにと尋に、因幡国鳥取の城主池田従三位宰相三左衛門尉源輝政卿の嫡男松平宮内少輔従四位少将源忠雄卿の後胤、初は備前国（一ウ）岡山の国主たりといへども、故あつて因州へ転じたまへ、三拾一万石余を領せられて当太守を松平伊予守従四位少将源朝臣忠政卿と申奉り、国政専ら曲れる事なく、しかるに此城下に上田新兵衛金房といふもの有。代々小細工人にて、ことに生得器量も有之家業に出精し、金具細工の妙を得る事普く衆人に秀、人皆賞翫浅からず。いつの頃よりか自然と打物をうち覚、近頃はを家業とす。故に鳥取にて家中こぞつて是をもとめ試る時、甚鍛ひよく切れ味いかにもするどく、天晴名作、新兵衛家系なくしてか、るきだいの打ものを打初し事、中興例しなき者として、一統に是を褒美（二才）せずといふ事なく、太守の御間に達し、奇特に思し召御用等被仰付、国の宝也と有て、一家中にも専ら是を望む事とは成ぬ。去るによつて新兵衛が繁昌実も時を得たり。

然るに宝暦元年三月の事也しが、時の將軍内大臣家重公の上意有る

（に）依て御老中松平右近将監殿是をうけ給、日本国中往古より名鑑にその名を發せし刀鍛冶の家今に相続し有之分具に書記し、国主地頭も可申上之由御改有り。依之國々書付を以差上られたり。池田家には御当家格別の御由緒あるに寄、内分御伺もなく、此度上田新兵衛金房私の才智を以て名作の打物を打始し事、誠に天下の（二ウ）重宝ならんと、伊予守殿の御賢慮にて、往古る因州相続の刀鍛冶は申に不及、書付之奥に上田金房の名前も書添られ、御役人中迄是を差出し給へる。しかるに將軍家一々御上覽まし／＼ける所に、池田家より差出し書付之中に、往古る名鑑にも無之上田金房といへるもの中興希代の鍛冶なる事を聞召、金房に命じて一尺八寸の打物を鍛ひ差上べしとの御事、池田家え被仰渡たり。折節伊予守殿在国の砌なれば、早々此由を申来る。太守にも御大慶におぼし召、新兵衛を呼出され、江戸表より御用之趣逐一仰付られ、「大節の御事御家の御外聞にも相懸る事。随分念入出来致すべし」と、役人をも附置れたり。（三才）新兵衛身に余り時の面はく此上なし、難有旨御請申上、御書付を頂戴致罷帰り、夫々家内を清め細工場の四方にはしめを張、壇場を運て神慮をすゞしめ、其身は七日が間行法を勤、地金を改め精根を尽し、昼夜丹誠を抽んで是を鍛ひし所に、漸々其年仲夏下旬に一尺八寸の脇指、無銘にして出来せり。依之大勢い役人代り／＼相改めし所、無疵にしてさも能く出来し故、太守の御覽に入れるに、希代の打物なれば、太守にも御喜悦有之、滞なく東武え献られける。御使者として物頭役内藤重太夫八百石是を承り、かの一腰を持参し東武へ至り、御用番酒井左衛門尉殿差出す。酒井殿にも御内見有し所、（三ウ）殊外見事成る故、將軍の御上覽に備へ奉る。早速御上覽あるに、実にふしぎの名作、中興稀にして地金も鍛ひの様子甚するどく、中乱にして、古今の出来誹判すべき所なし。依之大岡

出雲守殿え命じて切れ味の義を試みるべしとの御事也。依之大岡殿早速御ためしあるに、往古より名高き相州の正宗小鍛冶宗近にもおとらず、二胴敷うで少しも無滞段言上有ける故、將軍家にも殊外御感少からず、「誠に国の重宝成べし。然ば重而式尺三寸の刀を打せ銘をしるし差上可申」旨上意也。酒井殿早々池田家へ申渡さる。伊予守殿御悦浅からずして、深く新兵衛を称美し給ひ、重而御用之(四才)一刀を被仰付たり。此時孟秋上旬なり。金房は始めの一腰如何有らんと昼夜神仏を念ぜし処に、何の無滞御上御心に相叶ひ、再び御用被仰付し事冥加に叶ひ難有御請申上、又此一刀にかゝる。

然るに翌年二月中旬に出来す。此時再応御改め之上無疵に成就せし故、御使者には物頭役相求馬を以て東武へ差出され、御老中西尾隠岐守殿へ差上候所、元々始の一腰御上にも御感の事なれば、時々御噂など有之出来之事御待兼の御様子なるにより、早速此由言上す。早々御上覧有之処、殊外見事に出来せし事なれば、弥御機嫌宜敷、「往古の名作にも勝れ中興きだいの者也。殊に以かくの類ひは一寸にても長たるを以(四ウ)其甲乙を眼前に顕すといへども、始の短刀よりも此刀ばつくんよく打上し事適の名譽なり」と有て、心を御覧被遊し所に、上田金房と銘甚明らか也。元来小細工金彫の家業なる故、銘の様子文字の運びいたつてあざやか也。明らかに和らぐとの心を以て自今は明和鍛冶と号し、伊勢守と従官をゆるしあたへ、上田伊勢守金房と記すべしとの御事にて、御褒美として白銀五拾枚被下、世上の宝也と御感少からず。猶又池田家も不便をかけ遣し、上田の家系末長く相続致させ候様にとの御事なり。此義逐一に因州へ申来りし故に、太守にも御喜悅有り、上田新兵衛を召出され、江戸へ拝領の品(五才)被下置、池田家より式拾人扶持を被下置、以来小細工人の部に被申付、太守に

も御目見をゆるし給ひ、御直命を以深く御称美有之候。依之新兵衛金房大きに平伏して、冥加に相叶ひ此上もなき仕合、自分の器量を以て打そめし事、向運により將軍家の御感に預り、御金を拝領し、剩へ従官頂戴の事なれば、金房誠に時を得面目身に余りける。夫々銘々上田伊勢守金房と号す。元々江戸御役人中も追々御用之御腰物被仰付、池田家之御用は申に不及、一家中も我もく嗜の一刀誂の注文、あたかも山のごとし。元々俄細工人の事なれば、更に寸暇を得ず、昼夜家業に精出し、追々金房を慕ひ門弟の(五ウ)集る事、一ヶ月計之内に拾七人におよぶ。依之一家中評判はいふに不及、隣国ともに専金房を称美せずといふ事なし。去るによつて、只因州にては新兵衛が評判のみなり。

然るに新兵衛二人の子有り。惣領は先妻の子に而娘也。名をおふさとよび、此年十八歳也。次男は後妻の子に而男子、重次郎とて三才也。新兵衛は四十七歳に成し事故、太守にも十次郎が成人を待遠に思召、数度御懇命の御内意なども有之也。一家中連も一統にこそつて十次郎を引のばすやうにおもへり。新兵衛も甚はげみ、日々昼夜怠りなく出精しける。誠に珍らしき事ども也。池田家の御同姓方は申に不及、近国の諸侯方よりも(六才)聞伝へく、伊予守殿御方へ御頼有之、よりく金房が打物を御所望被成、其外便を求めたしなみにせんとする輩日々群参して門前に市をなす事、いかにも目ざましかりし繁昌なり。

森左七郎一刀を望む事附り左七郎金房娘お房に執心之事

さるほどに因州鳥取の城下において上田新兵衛が家業日に榮へてこの外繁昌しける。爰に森左七郎とて、五拾俵に五人扶持を領し、代々郷代官を勤る人有り。此親は森左太夫とて、廉直の人にて、支配所の百姓村々の取計ひよく愛憐をくわへ撫育せし故、上の首尾も(六ウ)宜敷、左太夫病死して家督無滞相統して其儘に郷代官役を命ぜられたり。故に左七郎内福に而当時独身故、一僕を召仕へり。然るに鳥取の城下一統に上田の評判有て一家中追々嗜の一刀を望みける事なれば、左七郎も生得強き男にて年廿三歳、力業を好み、別而角力を好みける人成るが、是も金房に打物をあつらへたしなみにせんと思ひて注文三通懐中して、宝曆二年五月下旬に新兵衛宅へ至り、今度繁昌の悦を述対面し、「某も何卒一刀誂へ申度、則注文持参せし」段申述ける。新兵衛承り、「委細畏入候。乍去御覽之通俄細工人の事に御座候得ば、殊外取込罷在候。江戸表の御用ども又(七オ)当殿様の御用は申上に不及、御家中方御誂等の御注文山のごとく御座候得ば、中々過急には打上候御請合は難致候。先押積り当年中には出来不仕候間、左様に思召被下べし。尤御名前は帳面に記し置可申候。先〱〱の御方〱仕立申候間、御注文の義は先御請取申間敷候。ケ様に取込之中と申、外々様〱之御注文もあまた有之候事に御座候へば、若や紛失等も御座候而は迷惑仕候間、追而是より御案内可申上候。其節御注文御請取申上べし」と申ける。左七郎は聞て、「尤の事。成ほどせん〱の誂も数多有之べし。乍併明年と申せばけしからず待遠に候間、何卒少しも早く呉々頼入存候。注文持参いたし候へば、たのしみもなく候間、やはり御請取置(七ウ)被下べし。紛失致候とも少しも不苦。其時は又々認て遣べし」と、無理に注文を渡し、其日は立帰りける。

左七郎も兎角金房が打物を望げる故、急に手に入度思ひけれども、

過急には出来しがたき由なれば、つく〱〱おもひけるは、「新兵衛が繁昌扱々聞し増り夥しき事也。其儘にさし置ては弥出来おそかるべし。兎角数度かれが宅へ立越て催促するにはしかじ」と思ひ、夫〱新兵衛が方へ日々のやうに至りせめ立ける。金房も大きに取込の事なれば、内弟子の者共を引廻し家業さかんなり。然るに或日左七郎は新兵衛が娘のおふさを見そめ、殊外執心せり。元〱お房はきりやうよく、十人に勝れし事(八オ)なれば、近辺に而も評判せし娘也。左七郎は計らずも恋風にさそわれ、今は望し刀の事もわきになり、何卒おふさを我妻に貰度もの也とおもひ込、夫〱はなを〱〱繁〱新兵衛方へ至、折よき時は艶書などをおくりけり。左七郎はしきりに恋侘、さまざま〱心を尽しけり。何卒人を以て表向〱所望せんと思ひけれ共、頼むべきものもなく、「上田家以前は無録なれども、当時かれが器量に寄一刀を打始將軍家の御感に預り太守〱も御扶持被下置、細工人の部に入し事なれば、我々とも膝をも並るものにて、我舅にするに少しも恥ケしからず」とおもひける程、心も爰にあらざ昼夜(八ウ)の差別もなくぬげのからのごとく、夢現にもおふさが事のみおもひあこがれ居たりける。

爰に又左七郎に御預ケの支配所の内に而八木村といへる所に伴平兵衛といふもの有。此親は平右衛門とて、代々八木村の庄屋成しが、先年平右衛門私欲を以て郷方の百姓共をせぶり取ておのれが富貴を望し事あり。此時右之趣露顕しける故、御仕置にも可被仰付所、左七郎が親左太夫彼是情をかけ、悪事ながらも年久しく馴染し事故、不便におもひ、上〱たる役人中へよき様に申立、あやうき所をすくひ、平右衛門を助けける故、退役のみの事にて村をも追立られずに元庄屋といふて隠居したり。年経て平右衛門も死し(九オ)其子平三郎といふもの家を相統せり。次男に平兵衛といふ者有り。是ははなはだくつきやう

の生付故、当時城下に足輕奉公して居たり。然るに平兵衛常々森の家をば大切におもひ、「我家のあんおんに親子とも死を通れし事も全く左大夫様の御影なれば、かり初にも森家をおろそかにすべきやうなし」と、実情におもひ込ければ、左七郎と随分懇に致、式日等は怠りなく礼を勤め内外出入し、左七郎を大切に致けるが、此事左七郎も兼々奇特におもひ、互に隔る事なし。左七郎は只明暮お房が事のみおもひ暮し、日に幾度となく新兵衛方へ行て打物の催促に事よせおふさが(九ウ)美敷粧ひを見んとて、更に帰る事をしらず。新兵衛は此事に心付ず。されどもうるさくおもひ、取込の中にかく折繁く来りし故、とんじやくはせねども、おのづと家業の邪魔に成ける故、後には左七郎に対面もせず、奥ふかき所に細工場を拵へ引籠り居たりける。依之左七郎力なく少しは遠ざかるとはいへども、貴賤老若の差別なく只色欲の道計は世に止がたきものとい、伝へしもたがわず、別して血氣盛んの左七郎なれば、只一凶に思ひ込もだへくるし模様工夫をしけるは、彼平兵衛事思ひ出し、「是究竟の仲人也。元々伴平兵衛事は平日我家を大切に、実情を尽して怠る事なく(十才)懇意にせり。別而当時彼は山田李之助が組に入て足輕を勤め居る故、新兵衛とも定而心易かるべし。平兵衛を呼よせ我存念をも咄し仲人させん」と心付ければ、片時もまたず平兵衛方へ用事有よし申送り、「早々来るべし」と申遣しけり。誠に恋は心の外也といふ世のたとへなれども、ひとへに是人間愛情の事ゆへ、左七郎此事のみに心を勞しおのづから奉公も等閑に成にけり。

伴平兵衛森家をしたしむ事附り平兵衛縁組を取持事

かくて森左七郎は朝三暮四恋路のやみにふみ迷ひけるが、(十ウ)平兵衛を招よせ頼まんと、せめては是を力にて、今や／＼と平兵衛が来るを待居たり。扱又伴平兵衛は森家より呼に来りし故、何事やらんと急ぎ森家へ来りければ、左七郎酒肴を調へ置いつ／＼よりも殊の外念頃にもてなし、酒宴を催しや、久敷時を移しける。平兵衛申けるは、「何か御用御座候由被仰越候。いかなる御事御座候哉、承度候」と申ければ、左七郎取あへず、「成ほど貴殿を招しは、左七郎が身命に懸て頼入度事ある故に呼寄たり。何に寄らず承知被致可給哉」。平兵衛答て、「是は急度したる仰哉。いか様の義か存不申候得共、厚恩の御家に候得ば、少しも僥末に存べきいわれなし。(十一才)親平右衛門が誤りによつて家内めつぼうに可及折から、御親父様の御影に而別条なく家も立、今以兄義相続仕候事ひとへに／＼難有存候得ば、御報おんのため、たとへ一命に相懸りし義にても何しにそむき可申哉。御心置なく被仰聞べし」と申ければ、左七郎聞て、「かね／＼貴殿の実情我よく知れり。然ば頼入度一義いわん」とせしが、流石あからさまにも云かねて、何とやら心恥か敷、暫く口ごもりける故、平兵衛其意味を知らざれば、「その用事とは如何成訳」と再応相尋けるにより、思ひ内に有れば色外に顕る、ならひ、左七郎赤面して云兼しが、漸々と心を定め、「いかに平兵衛、今貴殿に頼入度義余の義に非ず。其元も存之通、(十一ウ)我いまだ無妻也。親類共も彼是縁談す、むるなれども、我心に叶ふ縁なし。然るに今度將軍家の御称美に預りて殿も御取立の上田新兵衛金房の娘おふさといへるは、生附も宜敷、甚我心に叶へり。去るに依而何卒新兵衛に貰ひ得んとおもへども、仲人に頼べき人なく、数日を煩はしめたり。我家とても少録なれども代々役義相勤る事なれば、陪臣

町家より縁を求る事叶ず。当時新兵衛は小細工人の部に入、則我々とも膝をならぶるものなれば、我舅にするに聊か不足なし。何と貴殿金房方へ至り、我存念をも咄し、何とぞして熟縁之義偏に頼入所也」と、誠に思ひ詰し顔色にて申ければ、平兵衛逐一に承り、「何事(十二才)やらんと氣遣敷ぞんじたるに、心易き御事也。新兵衛希代の立身を仕候事、普く世の人存る所也。御縁を組れ候とも恥しからぬ御事。又娘が生れ付も尋常に而思召に叶たるも理也。成程御世話仕べし。下地新兵衛とも心易候故、幸の事也。乍去此義は外の事と違縁づく之義に而候へば、親得心にても子の心不知。娘す、みても又新兵衛が所存も計がたし。然ば只今聡と御請合申上候義は仕難し。先々申遣候而、追而御答申上べし」と申ける。左七郎も呉々頼相別れける。

平兵衛は左七郎が其有様を見るに、甚執心深き体ゆへ、即時に新兵衛方へ至りける。然れども雲かのごとくの誂ものに而大取込、新兵衛も細工場をはなる、事なく、中々対面(十二ウ)すべきいとまなし。平兵衛力なく、家業追日繁栄の事を称美し、「扱又少々御咄申度義有之参たれども、御取込の事故、先罷帰り申べし。夜分は定而御休被成べし。晩ほど参委敷御物語致すべし」とて帰りぬ。

扱程なく夜に入れば、平兵衛ふた、び来りける。新兵衛対面、何かと挨拶の上に而、平兵衛申けるは、「扱御咄し申度義と申は外の事にもあらず。某無余義被頼候故伺公致せし也。其元御娘子何卒縁談取結び申度望に御座候。其仁は兼而貴殿にも御存知の森左七郎殿也。年頃とい、森家も少録ながら代々役義勤られ御上の首尾も宜敷、双方共に御相応之御縁談と存候也。某義は子細有而森家には甚懇意を結び、常に内外(十三才)立入候得ば、左七郎殿氣しつも能存居候間、御仲人致べし。貴殿得心有之候は、宜敷御返答承りたし」と、段々能事の

み仲人口に申立、「何卒首尾せん」と咄ければ、新兵衛俄に礼義札し、「是は、数ならぬ娘義御所望に預候事千万忝、殊に貴殿御懇意の御世話重々大慶仕候。早速に御返答申度候得共、御覧の通り家業殊の外繁多に御座候得ば、昼夜片時のいとまも非ず大取込に罷在、其上娘事いまだ幼年と申にはあらねども、又年長しと申にも非ず。縁談とても取急ぎ候事にもなし。中々其所へは行届き不申。殊に以かれは先妻の子にて、幼少る母に別れ父育にて、下賤の私風情に候得ば、存ながら手も廻らず(十三ウ)すて置候得ば、女職とてもろく／＼仕得ず。不行義に而万事ふつ、かに候故、中々御家中方へは差出候而も一向に間に可申ものに非ず。思召は近頃忝候得共、右之仕合に候へば、何分宜御断被仰上可被下候。思召寄御心入千万忝のよしを念頃に一礼しければ、又押返して平兵衛申けるは、「一通りの御辞退は尤至極。乍去御息女の生立をよそながら見申に、中々左に非ず。殊に以て左七郎殿は当時独身に而両親もなく、只さしむかひにて内福なれば、万事苦労なく、また役介通も無之候得ば、たとへ女職の御心へなくても、少も苦しからず。別而左七郎どのふかく執心の義に御座候得ば、御縁談さへ調候は、双方の幸とい、御熟縁うたがふ事なし。然ば(十四才)斯申某迄も大慶に存る也。ぜひ／＼御じゆく談有而然るべし」と、言葉を尽して申ければ、新兵衛重て、「段々御心入不浅忝存候得共、先達而申上候通、至而不調法もの、殊に若年之義に候得ば、急ぎ申事にもあらず。何を申ても当時ことの外家業取込之事故、御断申上候」。平兵衛余り残念思ひけるゆへ、「何の支度拵へ等にも不及、只おふさ殿さへ被下候へば能き事に候間、呉々御得心有かし」と申けれ共、同様の返答故力なく、こと葉を残して平兵衛は立帰りける。

扱左七郎は此事を平兵衛に頼みしる昼夜返答を相待居ける。平兵衛

も何卒首尾せんとさま／＼働きけれども、急々に調がたきにより力なく、左七郎へ此由を通じ、「かならず(十四ウ) いそぎ給ふべからず。又々某手段をめぐらして首尾仕るよふに致べし」と申ければ、此時左七郎は只うつかりと仕たりけるが、此返事をきくをしもおふさに執心ふかく弥増り、とかく平兵衛をふかく頼ける。誠に世に諷ふ、恋はくせものなるべし。(十五才)

明和鍛冶殺報実録卷之貳

高田清次郎蜜通之事附新兵衛実心之事

夫色欲の道にはおぼれ安き人情なれば、森左七郎はお房を執心して以来、昼夜現のごとく成けるが、平兵衛取持之返答にも過急整ひ難き由申來る故、弥おもひ十倍まし、自然と役義も等閑に成、時々虚病を構へける事など、いつとなく相聞へけるにより、折々は御しかり有といへども、慎み一旦にして甚不奉公と成ぬ。依之終に此事沙汰有之、代々家筋のものとはい、ながら、数度の御しかりを請ながら不埒之段御咎め有之、五拾俵に五人扶持を召上られ、わづかに(十五ウ) 貳拾俵を被下、御城仲番に被仰付たり。然ども左七郎はなか／＼思ひ止る事なく、「我お房を執心せしる昼夜此事忘る事なく御咎めを請、先祖を相統せし家録も断滅しらる、なれば、最早所詮此世にたのしみなし。然ば是よりよく武士の意気地を立、お房故にかく不覺と成、一家中の風聞にも預り候事故、たとへ此上いか成御咎に逢ふとも、一旦執心

せし女なれば、嫁取らずは我一分も立難し」と、甚丈夫に思ひ定め、夫を平兵衛に繋く催促してせり立ける。平兵衛も迎も及難き事なれば、当惑此上なし。然る所に平兵衛が支配頭山田李之助と申者、江戸勤番に当り、預り之足輕組は残らず江戸へ下向の事なるゆへ、(十六才) 平兵衛も奉公なれば、是非なく左七郎にも此由を語り、「兎角短慮の勢急を慎みたもふべし。私江戸へ参り候事なれば、嗚々便少く思召候べし。乍去新兵衛口上にも、お房年若なるゆへ中々過急には縁談など仕る事にあらずと申せば、今暫御待あるべし。罷帰り候時分は新兵衛も家業馴れ、弟子共をも取立手透にも成候はんと、其時こそ首尾好御世話致べし」と、さま／＼諫めすかし、程なく平兵衛は東武へ趣ける。左七郎はせめて便とせし平兵衛に別れて大きに当惑し、夫を数度新兵衛方へ立入れども、新兵衛もうるさくおもひ不あしらい故、殊外氣をもみこがれくるしみける。

然るに又同家中に貳百石を領し馬廻り役を勤る者に(十六ウ) 高田清次郎といふもの有。生年廿才にて殊外生れ付能きやさしき男なりける。是も新兵衛が打物を望み、おり／＼上田が家に立入ける所に、かのお房を見そめ、ひそかに艶書を送る。又お房も清次郎に心を寄て相惚の恋路にまよひ、終に人しれず蜜通しける。たとへにもいふごとく、願ふ事は叶がたくす、まざる事はかならず時来りて禍を生ずるといへり。間もなくお房懐胎しける。依之双方共に年若とい、初恋のしがらみ其身の難渋と成し事、忍びやかに是をくどき、「所詮人に知られなば、物がたき新兵衛なれば、忽此身の難義と成家にも疵を付るならん。如何せん」と、取つおいつの中にも、若気の兩人なれば、「其身の誤り(十七才) 所せん是迄のうすき悪縁ならぬ。浮世広しとい、ながら、現在血を分たる胎内の子顔さへ見る事もならず、世にながらへ難

き身の上」と覚悟を極め、「家をしのび出武人一所に死ん」と約速しける。然るに新兵衛が女房は後妻に而お房とはへだて有とい、ながら、甚実情なる女にて、実の子よりも大切に思ひ、何かに心を付て居たりし故、いつとなくお房がそぶりに気を付、高田と蜜通の事を語りし故、大きに驚き、自然若氣に而もしやの事もあらんかと心を配りけるが、果して何とやら此頃様子ありげに見へける故、今はしのびがたく、ひそかにお房を片陰へまねきいさいの事を尋ける。お房は大きに赤面し、(十七ウ)さまざま、い、まざらかし偽りけるを、母申けるは、「誠に世の諺にもおやの心子知らずといふも無理ならず。斯いふ我心の内もしらずして、義理ある中と思ひ隠すこそ恨めしけり。乍去我人若き時は盛の花にふみ迷ひ、男女の差別なく若氣の誤りはある習ひなれば、そなた衆計の事にあらず。今儘ならぬ身なりとて、風とたん気なるりやう簡にても出し、跡先のかんがへもなく家を出などし、又身の上の自然もしもの事もある時は、父御のなげきはいか計ぞ。殊に義理ある娘なれば、世上の人に此母が何と顔が合さりやう。高きもひき、も恋は心の外といへば、あながちそなた衆の咎にもあふ事もあるまじ。母に任せて(十八才)置くならば、きげんを見合新兵衛殿の耳に入、世間晴て夫婦にも成まじき物でもなし。必短気な心を止めて、兎角母次第に打任せ置、よき左右を待べし」とて、呉々い、ふくめける故、娘も今更恥しながら、真実の母のよふに情ふかく申けるゆへ、包むにもつ、まれず、委敷訳をかたり、母にもたれ身の上を頼けり。母もさこそとおもひ、弥いさめて、折を見合夫に語らんと致ける。

然るに新兵衛は生得甚物堅き男にて、聊の事にも道にはづれし事は中々合点せざる氣質なる故、女房も心をつかひ、又格別延引しては若武人の身の上自然の事も出来ては悔て返らず、千々に心を(十八ウ)

いためけるが、宝曆二年十一月三日至り、太守の御詔之刀出来差上し所、甚御心に叶ひ、御褒美として白きん式枚新兵衛を被下置ける。此悦に其夜は家業を休、弟子共にも祝義を遣し、酒を催し、新兵衛もいつになく大酒して機嫌よき体を見て、是幸の時とおもひ、娘お房が身の上委敷語りけるに、生得物がたき新兵衛、此様子を聞るも大きに怒りて、「扱々言語同断にくきやつめ哉。かくいたづら成事を仕出し世上の沙汰にも成時は、正敷國中へ我悪名を流布するに似たり。今は御上の御厚恩に預り諸士の部に加るなれば、なをく大切也。最早了簡にも及がたし。是る勘当致て家を追出すが(十九才)此上の親のじひ也」と甚立腹致ける。女房はかねて氣質を知りし事故、よき折を見合し今宵なれば、いかれる夫に打むかい、「御腹立は尤なれども、取わけ今宵は悦の酒盛とい、あらゆる敷御心をいらち給ふもよろしからず。此事に付ては私が一つの願有。其訳を聞届給はるべし。成ほど親のゆるさぬ不義徒いたし、其上身の誤りと成りしは憎れども、此道計はあの二人計の身にもなく、世上一統老若の差別なく皆人まよふは色の道也と、ことに若き者なれば、一旦の若氣はあるべき事也。当家の事もおまへの器量に依て向運にむかい、若年の時の事も忘れ給ひ、今斯立身有て家の栄と成なれば、今迄とはかく別の沙汰、(十九ウ)御いかりを厚く仕給ふて娘を勘当被成ては、たちまち此事御家中に隠れなく、けつく家の疵にも成べし。又斯の訳を武人の者伝へ聞不慮のわざわひ有ては、悔てかえらず。忽家の悪名をふき流し、二人の命を落すとい、ことに又私事は義理ある娘の難義知ながら誠なくは、継母の業ともい、ふらし、先立給ふお房が実の母御へも申訳立難し。此道理を聞分なば、何卒無事をと、のへ武人とも安おんに縁組を結び、末長く一家の交りなさば、武人共其おんをおもひ身も全ふして、家も立我が世上の義理

も立候得ば、兎角新兵衛どのの了簡一ツ、兩人ならず三人の命を助る事也。ぜひく短気を止め、かならず思ひ付給るべし」と、(二十一才) 義理と実とにせき上て、涙と共にくどきければ、流石の新兵衛も実有女房がいさめ、得心して、夫をひそかに高田清次を呼、内々件の所存を明し、縁談取結びける。依之清次もおふさも此事調しもひとへに母の厚恩なりと、深く此事のみ悦ける。

しかるに池田家の御家風に而、五百石以上の輩縁談取結び願は、太守の御聴に達して被仰付、五百石以下の人は支配頭の聞届に而事済けるゆへに、清次縁組之事しばらく家中にも知るものなかりき。扱新兵衛はふと森左七郎が事おもひ出し、大きに仰天し、俄に清次を呼寄、件の左七郎が事を語りける故、清次も無慥おふさを預け置ける。扱斯穩便に致けれども、生ずべきものは時節を(二十ウ)構ず。りん月既に満て、おふさ平産し女子出生致ける。依之此時一家中に而沙汰隠れなし。終に左七郎此事聞て大きにいかりけるこそ、誠に余義なく、行末覚束なくぞ思れける。

森左七郎意恨を生る事附り上田新兵衛横死之事

去るほどに森左七郎はいかり一心にすへかね、顔色青く成赤く成、炎火のもへ上りし如く狂気のごとく成けるが、大きに旬りていわく、「新兵衛先達而平兵衛に向ひて言し事をはやく忘れしや。我お房に執心せしを以来世事を破りて昼夜心を変ずる事なく、夫故にこそ代々の家録に放れ今見苦敷さまと成家中の笑ものに成し故、我も一分立がたし。意気地を以て是非之(二十一才) 本懐を達せんと思ひの外、新兵衛我

を欺き、年若なれば縁談急ぐにあらず、家業にいとまなく、殊に幼少の母なしに育女職と、のへずして万事ふつ、かにて、家中へ対して縁すべき者にあらずとい、けるに、清次方へ縁談する事、いかなる故ぞ。清次は家中に非ずや。我をないがしろに致てかく義を変じ恥辱を取らする事、心魂に通りに忘れ難く、奇怪千万也。尤恋の敵といふは清かなれ共、我家かく滅亡の後におよびしは正敷お房故なれば、是皆新兵衛が所為也。何卒願をかなえんと日を過したる其甲斐なく、今は一分の難立次第となり、口惜き事也。新兵衛いかなる所存に而我を嫌ふや。もはや此分には捨置がたく、首尾を見合て(二十一ウ) 新兵衛を討放し、夫を清次を討て、我も見事に腹かき切、かれらにも思ひ知らずべし」と、おもひ定めけるこそ剛氣の一てつ也。

然共新兵衛は家業に取込他行もせず、左七郎出おふ事なく、上田の家へ入込時は、内弟子共大勢ある故、みだりにも仕掛がたく、日数をおくりけるが、宝暦三年三月廿七日に当り、新兵衛義御用有之、御役所迄召寄られける。此事左七郎聞出し、折から晩方の事なれば、「新兵衛が帰りは夜に入べし。是くつきやうの時節」と思ひ、ひそかに姿をかへ、暮過る丸之内へ入たり。然るに御用多く数刻を移しける故、左七郎は土手がわに並木の陰に忍び居ける。前の角屋敷は丹羽舎人として、式百石を領し、其隣は佐藤三郎右衛門とて(二十二才) 千石を領し、間に表門あり。さて四ツ時に新兵衛帰りける。折しも小雨はふり真の闇なれば、傘下駄小挑灯をさげて舍人屋敷の前を行過しが、下駄の鼻緒されたり。依之三郎右衛門が表門の側へ寄て、懐中針がねを出し、てふちんを脇差の柄にかけ置て、傘をかたへに置、下駄のはな緒を直し居たり。此時左七郎は近く進み寄、「いかに上田新兵衛、珍ら敷対面なり」とい、ける故、新兵衛は驚ながら、「どなた様にな」と答へける

ゆへ、声をあらくして、「我は森左七郎也」といふ。新兵衛もはつとおもひしが、流石物なれたる者故、早速異義を改め、「其後は久々御目に懸り不申。益御機嫌に而珍重至極」と挨拶しなければ、左七郎取あへず、「委細之訳は云に不及。其方(二十二ウ)胸に覚あらん。汝が心一ツに而我恥辱を得て人前叶わず。我を人とせざるふるまひ、奇怪千万也。今此所にて待請しも、一言恨をいわん為也」といふより早くぬき打に稲妻のごとく打かけたり。新兵衛は驚ながら側に有ける傘を以て初太刀を請留め、「御短慮也、左七郎様。暫く御待被成べし。申上度事有」と申ければ、左七郎いらつて、「未練也、新兵衛。此期に及いふ事も聞事もなく、早く此世のいとま取らせて呉ん」と、たゞみかけて切付け。新兵衛も逃れ難く、てうちんをも打消し事なれば、くらはは聞し、更にあいろも見へざれば、危き事言語に尽しがたし。漸々ぬけつくりつ逃んとすれども、左七郎は剛氣さかんに打掛ける故、中々(二十三才)のがる、事叶はず、終に肩先を三寸計切れける。依之大きに転動しけるを、二の太刀にて向ふげさに七寸計切込たりしかば、新兵衛忽打倒れける。起しも立ず乗かゝり、心よくとゞめをさしける。折節舎人屋敷の内に而拍子木の音しける故、是に驚き、清次方へ行事もあたはず。新兵衛が帯せし脇ざしをうばい取、丸之内を忍びやかに出、城下を放れ上方さしてちくでんせんとい懸たり。尤丸之内は夜中物静に往来もまれ成ける故、人めもかゝらず、住なれし古郷を出にけるは、あさましき次第也。

中興希代の金房計らずも如斯さい難に合、世の宝なる家業にはなれけるこそ残念至極の事ども也。新兵衛四十八才、老年といふ(二十三ウ)にもなし。惜哉、是もまさに時節到来といふべし。

伊予守殿立腹御詮儀之事附り左七郎逐電大坂へ遁る、事

天の機によつて変を生ずる時は究てその驗有りといへり。是正敷前表なれども、人界におみて悟り得る事を知らず。然るに上田新兵衛が宅に而は金房役所御召る時久しく帰らざりし故、如何ならんと評義とりくくなる内、はや夜も亥の刻に及べり。此時女房殊外案じ待わびける。折から神棚へ備し神酒徳利いかゞしたりけん、落ける故、いづれも驚き、鼠などの業ならんと思へども、何とやら心に掛、女房お緋内弟子の七左衛門に向ひ申けるは、「いつくゞも(二十四才)新兵衛どの、帰りおそく、殊に最前々殊の外胸さはぎもする上に、今又神酒の徳利故なふして落し事、彼是心にかゝる事のみなり。新兵衛殿の御首尾のほど心元なし。太義ながら迎に出て御役所へ参具かし」と申ける。七左衛門答て、「いかさま終になき御隙入。私も何とやら氣も済不申候得ば、御役所へ迎に参り申べし。去ながら最早四ツ時に成候へば、御門札無くては丸之内へ入事ならず。致方もなく候とや。かく申ても是非に不及」。依之おきぬも力なく、御門札なき故、夜の明るを今やくと待にける。しんかうに及共新兵衛不帰、はや寅の刻過にも成ければ、七左衛門は支度して、「御門は明ヶ六時を聞き候得ば、もはや程も近かるべし。(二十四ウ)是を私罷出候はゞ、六時頃に御門迄参るべく候へば、御役所へ参り御供仕べし。若や又御持病の瘧積にても差起りしかも知れ不申。旁々御迎に参るべし」と走出ける。はや夜も横雲に近く、御門へ至れば、六ツの時ひゞき渡れり。依之早速丸之内へ入て御役所へと急ぎける。

扱又丹羽舎人の下人門前のそうちをせんと出し所に、新兵衛が死がいを見付大きに驚き、主人え達す。然るに佐藤三郎右衛門屋敷とさかい

め成故、双方立合の場所なれば、舎人三郎右衛門立合見分し、家来のものをことごとく呼出し、「無腰なれば町人成べし。汝等見覚たるものに而はなきや」と尋けるに付、両家の家来立集り、彼は評義しけれ共、見知り(二十五才)たる者なし。又何もの、仕業とも知れざれば、「兎角訴へ検使を請べし」と申ける。此時七左衛門は御役所へ至り尋けるに、金房は夜前四時前に御用相済て、折から雨天雨具を拝借して帰りしと聞か驚き、もしは清次方へ立寄もせしかと心付、急ぎ清次方へ行んと、玉の汗を流して土手通りを走りけるに、向ふに数多の人立あり。しぜんと七左衛門胸さはぎしける故、かけ寄見れば、死骸紅のごとく成て有り。あやしく思ひ、其儘人を押分てよく見れば、むざんや、金房数ヶ所手おひ死し居ける故、七左衛門狂気のごとく死骸に取付立入ける。舎人は見付家来を呼、「あの者ことの外かなしむ(二十五才)体なれば、定めてゆかりのものならん。尋見よ」と申ける故、家来共立寄其趣を問に、七左衛門委細を語り、「上田新兵衛金房が死骸なり」と申ける。依之丹羽佐藤も大きに驚き、「扱は金房成けるか。彼が事は是迄対面せざれば、新兵衛ならんとは夢にも知らず。誠に古今きだいの人にて当国の名を発し者なるに、いかなればか、る非業の死を遂しやらん。我々も兼而手透にもならば打物を望んと思ひしに、残念至極なり。殊に又相手も知れず。其方内弟子の事なれば、平日新兵衛に付添有べし。若外意しゆ意恨を請し事はなきや」と尋ける。七左衛門答て申けるは、「新兵衛常々物堅き(二十六才)ていねいに被致候へば、外意を請し事且而承り不申」と申ける。「然ば先々御上へ訴へ検使を請べし」とて、両家訴へに及ける。七左衛門は其儘かけ戻りて、此由を告る。お紺は夢か現のごとく前後ほうじ涙を止めかねける、実道理也。扱件の訴に付検使として大横目木林又之丞来り見分之上、相

手知れざれば、上田の後家に、「もしや人の恨なぞ請し覚はなきや」と尋けるに、後家申けるは、「差而是と申事も無之候得共、娘事に付、森左七郎どの深く御立腹有よふに承り申候。乍去かよふの非道の事出来可申とは存じ不申候。其外には何の覚も無御座」と申ける。夫又之丞はひそかに森家を聞合けるに、(二十六ウ)屋敷には一僕までにて、左七郎は昨夜他行致いまだ帰り不申候由を語る。元左七郎近来不首尾にして何かと風聞有し事故、大かた彼が仕わざならんと、左七郎懇意に出入する方を所々尋させけれども、有所知らず。又之丞此事具に言上致ければ、太守の御聞に達し、甚惜ませ給ひ、「外のもの違新兵衛落命せしは残念至極也。彼が事は公儀御内意有し者の事なれば、其儘に捨置がたし。まづ左七郎が無道成べし。言語同断の者なれば、早々行衛を尋出し糺明すべし」との事ゆへ、追々四方の出口の追人に出る。足軽小者に至る迄数百人所々方々へ走出し、鳥取甚騒動せり。

扱新兵衛死骸御改之(二十七才)上、小疵迄都合七ヶ所に至る、其上無腰成故、此事御尋有に、役所御召之帰りなれば、脇ざしを帶せし事明白也。「然ば此一腰をもうばい取逃去りたるならん」と有て、弥左七郎は御にくしみ増り、新兵衛が死骸は上田の宿へ被下置葬送の事は勝手次第との御事也。

扱四方へ手分し、かの左七郎が有所御尋有けれども、何方へか行けん、更に知れざりし故、数日大勢此事のみに相か、り、弥森左七郎が所為と相定り、家財は闕所に申付られ、上田重次郎義幼幼少なれども、金房存命之内無二に出精せし事不便に思召され、母、十次郎養の為と有之、格別の御懇命にて、五人扶持被下たり。

然るに森左七郎は新兵衛を打とめし砌、(二十七ウ)人音に恐れ、清次をば討取こと能はず、大きに驚未練をかまへ、一腰を奪取城下をは

なれ、夜にまぎれて命限りにかけ出し、大坂えと心ざしける。追人の出しは廿八日五時に至り、時刻格別延引せし事故、一入行衛を求る事叶がたし。依之左七郎は難なく逃のびたり。実に左七郎一旦の若氣を意恨をふくみし事無拗といへども、仮りにも大切なる人の命を取る時には、忽其身に天の責重り来て、浮べる雲のごとく行末おそろしくぞ思われける。せかい広しといへ共、世を忍ぶ日陰の身と成候事、浅ましき事ならずや。賤しくも武士たる者の意恨を以て尋常の勝負に及で本懐を達しなば、実に武士ともいふべし。死地をのがれんと未練に(二十八才)其場を立退し心底ひきやうとやいわん、城下一統に憎まずといふ事なし。且は皆人称美せし新兵衛事成れば、只上田の家業をおしみける事、隣国迄も聞へて、こぶしを握りける。新兵衛は代々真言宗に而鳥取に於て善福寺といへる寺に葬りける。かのみやうは黛月春光居士と号しける。只此上は重次郎が成人を待ばかりにて、新兵衛女房お指も髪をつめ、此時を貞壽と名改ける。誠に移りかわる世のならない、人の盛すい計がたき事どもなり。

高田清次代替之事附り伴平兵衛奸佞之事

去る程に、朝日の出る如く繁昌さかん成し上田金房も不慮に(二十八ウ)横死しければ、上田一統、高田清次に至る迄愁傷察しやられたり。去るものは日々に疎しといへども、新兵衛計は月日立に付、なを人々云出して惜みける。やう／＼三十五日も過ければ、昼夜仏前に灯を転じ廻向のみ怠る事なし。しかるにおふさは浮める涙を押へ母と清次に向ひ行義を正して申けるは、「私が御願申上候義有之候。一通り御

聞届被下べし。人として忠孝の道知らざればちく類(に)もおとりしと申候が、実に私ほど世に不孝なる者あるまじ。父母の御厚恩にて斯人並の身となりながら、一日の御おんも送らず、剩へ父上非業の死を遂給ひしも皆私を起し事に候得ば、勿体なき共恐敷とも申言葉も候はず。ことに以前と違ひ、父上の御器量により天下に(二十九才)其名を発し給ひて、御上を御扶持頂戴被成御家中の部に加り給ふ。人々皆敬ひ給ふ事、誠に難有折柄なれば、弟の成人のみを相待しに、其甲斐もなく斯成ゆくこと、私心の悲しき苦しさ、片時も忘れがたく、夫武家としては男女ともに義によつて命を落す習。殊に古へより女として親の憤りを忘れかね、意恨をふくみ、天の恵みを受けて敵を討て名を残す事、草紙などにも見へ候。私とても何一ツ覚し事も無く候得共、父上の御心の程も思ひやられ、さぞや御無念に有つらん。ともに天を戴すと申伝へ候へば、たとへ左七郎いづくいかなる所に身を忍ぶとも、父をしたい敵を憎しとおもふ女の一念力にて尋候は、石と成し女も有、やわか廻り逢ぬ事はあるまじく候へば、(二十九ウ)本望達する其間、御暇を給るべし。本望をとげ父上の仏前に手向て不孝の佗言も申度候。朝夕父上の御さいこの御無念押し忘れがたく候。此上は母様の御世話ながら、娘お冬事御養育被下べし。清次にも御聞届被下、母様の御事頼上候」と、勇氣盛んにして、さもいさぎよく申ける。母は元々清次も共に其志をかんにける。母は漸々涙をおさへ申けるは、「勇敷お房が孝心、さすが金房殿のたね成ぞや。いかにもそなたの心付無拗、貞節孝行とはい、ながら、母が一言頼たき事有。其道理を聞分けて給るべし。成ほど善悪の道すみやかなれども、天の恵みを請神の庇護に預り本意を達すまじきものにもあらざれども、此道理をよふ聞わけて、す、める(三十才)心を納べし。かたきは名(に)あふ剛勇に而剣術

武芸を嗜し大敵、殊に行衛も定めぬ有家とい、幾年を重ね候も計難し。そなたは女の身にて一芸の嗜みとてもなく、自敵にめぐり逢ふとも、勝負に及時にはかならず徒に帰り討にもなるならば、重々の無念をかさねて、世の風聞にも上田の家に疵を付る事もあらんかし。生者必滅のならない、かならず一度は死命、今日有て明日をしらず、更に老若差別なしとはい、ながら、先年寄る死ぬが順道。いまだくつきやうの年若敵なれば、よもや死する事有べからず。成ほど上田の血筋を引し者そなた一人ではなし。此母も夫のかたき、左七郎かみ付やうに思ふなれば、そなたともどもかたきを尋ん(三十ウ)と思ひども、爰に一ツみづからがせつなき事といふは、あの重次郎、是はみづからが実子なれば、近頃い、にくけれ共、そなたが運に叶ひ敵をうち負せし其跡にて十次郎が成人して人前へどの顔さげて出らりやうぞ。今幼少にて東西のわかちもなく、父上の御顔さへろくく知らざれば、いかんともすべき様もなし。自らが願といふは爰の事。十次郎が十五才に成迄かたきうち延し給はるべし。かたきもいまだ年若なれば、さのみ氣遣ひ有まじ。重次郎成人して親子三人にてかたきの有所を尋本意を遂るならば、帰国して上田の家もつ、がなく、十次郎が孝も立義も立家もたつなれば、此道理を聞分けて、拾五才迄待遠ながら、勇める氣をしづめ、(三十一オ)母が願ひを立てたべ。へだてある母なれば、実の子にかへてもお房が孝を立たき本意なれども、心得には男女のへだてなく、相続には男女にへだて有り。そなたは上田の家をはなれ他家へ出し事なれば、又清次殿に義理も有。高田の家を全ふするが身の役なれば、しばし時節を待たべ。かくいふは、が心根を嚙つれなしとも思はん。乍去只利全ふするをこそ本懐の第一也。女ながらも母とそなたと十次郎に付そふならば、重次郎成人にしたがい、劍術の執行

をさせ、心能く本望を達すべし。はやまつて不覺を取無念の上の無念を重ね、上田の家名を汚すならば、冥途にござる金房殿何と言葉もかわさりやう」と、くり返しお房を(三十一ウ)勇め又は誉て、利を言並べ申ける。誠に余義なき事共也。

清次も始終を聞届け、「おふさが孝心天晴く。乍去呉々母人の如仰上田の血脈たる十次郎有ながら、かたきも大兵とい、此方は女の事、お房老人に而は甚あやうかるべし。万一うんにかない討取ても、重次郎成人しての後一分立難かるべし。かたきの有家もさだまりなく、太守の御立腹強く国々所々御詮義有といへども、いまだ行衛も知れざれば、更にあてどもなきかたき也。幾年と言事もはかり難し。母人の仰らる、通り、十次郎が十五才を待て一統に尋に出ん。その時は清次も御暇を願、舅のかたきと申立、同道して力となり本望を達すべし」と申ける故、おふさも「実尤」とて、其心に応じ(三十二オ)けると也。扱夫も十次郎が成人をのみ待わびける。其後段々と年を重ね、十次郎七ツの頃本田源五左衛門といへる劍術の師匠へ弟子と成劍術を稽古仕たりける。既に宝曆十三年に至りければ、十次郎も十四歳に成ければ、明年十五歳をぞ待居たり。然るに此年正月廿一日高田清次事御呼出しに預り、江戸附の小納戸役に被申付、依之東武へおもむく。尤三年が間江戸に有て、其上国の休息との申付なり。清次則江戸へ下向しける。

扱又此時に伴平兵衛は年久しく勤ける故、是も取立に預り、足軽小頭と成在江戸なり。森左七郎が一件差おこりしは彼是心勞しけれども、いかんともする事なく其儘に成行しが、今度高田清次立身(三十二ウ)せしにより、ふた、び左七郎が残念の心を察し、「清次なくばもとる如斯の変も出来まじき。我からおん有森の家。おんも報せず本意を背く

なれば、今計略をめぐらして高田清次に落度を附、かれを亡すものならば、是我左七郎殿への寸志ともならん」と思ひて、風与心付し、実平兵衛が森の家へ対しては志有といふながら、悪事を以て人を失ひ我厚恩を報ぜんとは大たん不敵の魂なり。夫々さまざま肺肝を碎きて悪事を企けるこそ恐ろしけれ。(三十三才) 白紙(三十三ウ)

付記

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域文学関係資料の公開に関するプロジェクト」(二〇一三～一五年度、代表・野本瑠美)の研究成果の一部である。

A reprint “*Meiwakajisappoujitsuroku*”

TANAKA Norio

(Shimane University, Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

“*Meiwakajisappoujitsuroku*” is a historical novel, *jitsuroku*. It delineates a vengeance, which occurred in Tottori in the Edo period. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords : *jitsuroku*, a historical novel, novels in the Edo period